【規程番号　神女大短Ⅰ－007】

神戸女子大学・神戸女子短期大学入試委員会規程

（目 的）

第１条　この規程は、入学者選抜試験（以下「入試」という。）に関する企画から実施までの業務を円滑かつ公正に実施することを目的として常設する入試委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

（所管事項）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。

(1) 入試方法に関する事項

(2) 大学入学共通テストの実施に関する事項

(3) 入試の運営（問題作成手続から合否判定作業までの一連の過程）に関する事項

(4) 入試データの管理に関する事項

(5) 入試方式企画立案のための調査

(6) 受験志願者に対する広報の方針に関する事項（入試要項案の作成、オープンキャンパス実施計画を含む。）

(7) その他入試に関する事項

（組織等）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 各学部長

(4) 短期大学部長

(5) 各学科・課程からの代表者各１名

(6) 入試広報部長

(7) 理事（事務統括責任者）

(8) その他委員長が認めた委員

２　委員長は、学長がその任に当たる。

３　委員長は、委員会の構成員の中から入試統括責任者を任命することができる。

４　委員会に必要に応じて事務担当者等を加えることができる。

（委員会等の運営）

第４条　委員会は、次の手続に基づいて運営する。

(1) 委員会は、委員長が召集する。

(2) 委員会は、委員長が討議事項を取りまとめる。

(3) 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の出席を求めて意見を聞くことができる。

(4) 委員会の審議内容について、入試広報部は議事録を作成する。

(5) 委員会の事務は、入試広報部が行う。

（実施手続）

第５条　委員会の審議結果については、 部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

（規程の改廃）

第６条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学入試委員会規程、神戸女子短期大学入学試験委員会規程及び神戸女子短期大学入学試験運営細則は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。